

伊豆市地域防災計画

風水害対策編



令和5年4月

伊豆市防災会議

目次

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 過去の顕著な災害	1
1 風水害	1
2 竜巻	3
3 地すべり等	3
第2節 予想される災害と地域	4
1 風水害	4
2 高潮・高波	4
3 土石流・地すべり・がけ崩れ	4

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	6
第1節 総則	6
第2節 河川災害予防計画	6
1 治水事業	6
2 浸水想定区域の指定と通知	7
3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	7
4 連携体制の構築	8
第3節 海岸保全災害防除計画	8
1 本市海岸の特徴	8
2 保全事業	8
3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等	8
第4節 港湾漁港保全災害防除計画	8
1 災害に強い港湾整備	9
2 将来を見据えた港湾づくりの推進	9
第5節 道路・橋りょう災害防除計画	9
1 幹線道路網の整備	9
2 地域生活道路の整備	9
3 地域の安全性向上のための交通体系の整備	9
4 市内分断やアクセス路の安全性向上のための橋りょうの整備	9
第6節 土砂災害防除計画	9
1 危険箇所の把握と防災パトロール	9
2 土石流の危険渓流の整備促進	10
3 急傾斜地崩壊危険区域住民への協力要請	10
4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	10
5 土砂災害防止法の施行	10
6 その他のソフト対策	11
第7節 山地災害防除計画	11
1 山地災害対策	11
2 治山事業	12
3 総合的な山地災害対策	12
第8節 林道災害防除計画	12
第9節 農地・農業用施設災害防除計画	12
1 ため池等整備事業	12
第10節 倒木被害防除計画	12
第11節 盛土災害防除計画	13
第12節 避難情報の事前準備計画	13
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	13
2 住民への周知・意識啓発	13
第13節 避難誘導體制の整備計画	14
第14節 防災知識の普及計画	14
第15節 自主防災活動	14

目次

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	16
第1節	伊豆市災害対策本部	16
第2節	情報の収集・伝達	16
第3節	広報活動	16
第4節	水防組織	16
1	市の水防責任	16
2	伊豆市水防本部	16
第5節	指定水防管理団体、水防機関	16
1	指定水防管理団体	16
2	伊豆市（指定水防管理団体）	17
第6節	水防に関する予警報	17
1	「水防活動」の気象注意報・気象警報等	17
2	洪水予報	17
3	水防警報	17
4	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に水位到達情報	17
5	水位の観測及び雨量観測	18
6	雨水出水特別警戒水位の水位到達情報	18
7	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川の危険度把握	18
8	高潮特別警戒水位の水位到達情報	18
9	情報連絡体制	18
10	道路の通行規制に関する情報	19
第7節	非常配備体制	19
1	伊豆市水防本部の配備体制	19
2	消防団の配備体制	20
第8節	水防信号及び水防標識	20
1	水防信号	20
2	水防標識	20
第9節	重要水防箇所	21
第10節	水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送	21

《風水害対策編》
第1章

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊豆市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき伊豆市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、共通対策編 第4章 災害復旧計画 によるものとする。

1 第1章 総則

計画作成の趣旨・構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域

2 第2章 災害予防計画

総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全防除計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地・農業用施設災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動

3 第3章 災害応急対策計画

市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体、水防組織、水防に関する予警報、非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

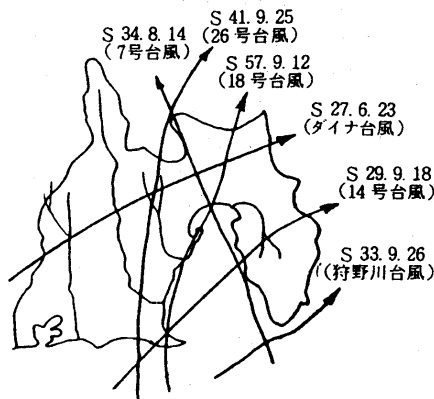
第1節 過去の顕著な災害

1 風水害

(1) 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、下図のようになる。

県下に大被害を与えた主要台風経路図



この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

ア 県下を南西方向から、北東進するもの

- ・ この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起りやすい。
- ・ ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。
- ・ ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。

イ 伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの

《風水害対策編》
第1章

- ・ この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。
- ・ 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度 970hpa 程度であったが、湯ヶ島では総雨量 753mm に達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷 1,500 人、行方不明 339 人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。
- ・ 令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧 955hPa 程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で 1,312 棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。

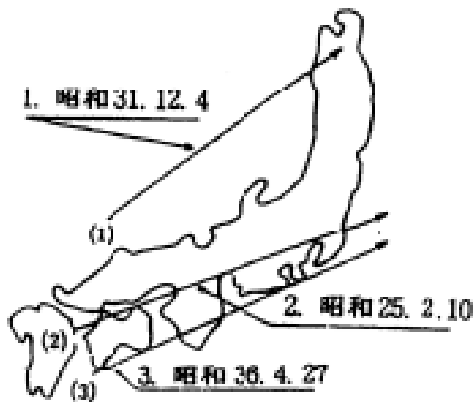
ウ 県の南部から、駿河湾を北上するもの

- ・ この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。
- ・ また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。
- ・ 昭和 34 年 8 月 14 日の 7 号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎 E48.8m/s、御前崎で W29.6m/s が観測された。雨は大井川中流域で 300mm を越え、安倍川上流の梅ヶ島で 470mm となった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記 3 つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和 49 年 7 月 7 日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第 8 号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では 24 時間降水量 508mm を記録し、死者 44 人、家屋全壊 241 戸など甚大な被害をもたらした。

(2) 低気圧

低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。
県下に影響する低気圧の経路は、下図のようになる。



- (1) の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。
- (2) (3) の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。
- また(1) と(2) が同時に起こり大雨を降らせることも多い。

ア (1) の例

- ・ 昭和 31 年 12 月 4 日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が 4 日の午後通過し、海上や海岸地方では 5 日にかけて強風が吹き波が高かった。
- ・ 最大風速は石廊崎で W27.2m/s、御前崎で W19.7m/s を観測した。
- ・ この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。

イ (2) の例

- ・ 昭和 25 年 2 月 9 日～10 日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧 990hpa で静岡県を通過して関東へ去った。
- ・ 9 日 6 時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎 W26.7m/s、石廊崎 SW22.6m/s となり、

《風水害対策編》

第1章

雨量は湯ヶ島 160mm、瀬戸谷 115mm で大井川が増水した。

- ・ このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。

ウ (3) の例

- ・ 昭和 36 年 4 月 26 日～27 日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。
- ・ 26 日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎 23.3m/s、御前崎 SSW19.8m/s、雨量は静岡 125mm、稲取 120mm、島田 118mm が観測された。
- ・ このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜巻

竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。

3 地すべり等

昭和 16 年以降の主たる地すべりの発生状況を示すが、地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

- ・ 昭和 16 年 4 月 30 日（庵原郡蒲原町）
日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm 程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ 100m、幅 60m の土砂約 1,500 m³が崩壊、埋没 3 棟、半壊 1 棟、生き埋めで 10 人死亡、9 人負傷、1 人行方不明
- ・ 同年 6 月 30 日（庵原郡蒲原町）
梅雨による豪雨で、清水で 261mm を観測、土砂が 100m 幅 60m にわたり崩壊し、人家 4 棟が埋没し 2 棟が破壊。生き埋めで 11 人死亡、9 人重傷
- ・ 同年 7 月 16 日（庵原郡由比町）
梅雨前線が停滞し、10 日から雨が降り続き、興津の総降雨量は 337mm、寺尾山が崩壊し、人家 2 棟が海におし流され、死者 6 人、負傷者 10 数人
- ・ 昭和 23 年 6 月 19 日（庵原郡由比町寺尾）
梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に 19 日には静岡で 140mm の大雨、寺尾地先、海拔 300m の山の中腹約 100m の所から地すべりを生じ、約 4 ha が崩壊。埋没した果樹園は約 20ha
- ・ 同年 9 月 15 日～16 日（同町）
伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は 240mm、中の沢の土砂約 7,500 m³が線路上に流出し東海道線は 7 時間不通
- ・ 昭和 26 年 6 月 15 日（庵原郡由比町）
梅雨前線により、伊豆と東部で大雨、今宿平、濁沢、寺尾沢で約 6 ha にわたり地すべり
- ・ 同年 6 月 26 日（周智郡犬居町）
南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で 10～15mm の雨量、和泉平部落で 10ha の耕地と 5 ha の林野が地すべりにより沈下
- ・ 昭和 32 年 8 月 17 日（磐田郡水窪町）
前線が南岸に停滞して連日降雨があり、総降雨量は西部山間部で 240mm 前後、大嵐付近で幅 20m、高さ 80m にわたり 40 万 m³の山崩れ、飯田線が途絶
- ・ 昭和 36 年 3 月 14 日（庵原郡由比町寺尾）
太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり、耕地約 10ha が埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊
- ・ 昭和 37 年 4 月 12 日（榛原郡金谷町）
福用地内の県道金谷～中川根線で、約 50m にわたり土砂崩れ、交通が不通となり、大井川線も不通
- ・ 同年 7 月 23 日（天城山ろく）
天城山ろくやチバタ山頂で約 20 cm のわれ目、高さ 100m、幅百数十 m にわたる約 100,000 m³の土砂が地すべり

《風水害対策編》
第1章

- ・ 昭和40年6月24日（賀茂郡東伊豆町白田）
白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり、約85万m³の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害
- ・ 昭和46年7月5日（静岡市石部地内）
国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたがけ状の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続している。地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000m³が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達、通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。1年間にわたり通行不能
- ・ 昭和49年7月7日（庵原郡由比町）
台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災、地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間
- ・ 昭和57年8月1日～3日（周智郡春野町中羽根地内）
台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万m³の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞ぎ止めたため、付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難、山林・田畑が流出（人家の被害なし）
- ・ 令和3年7月3日（熱海市伊豆山地区）
熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。
この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

県内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は、予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

【狩野川流域（一級河川）】

流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。

狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。

2 高潮・高波

「高潮・高波」については、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

季節的には8～10月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内で砂防指定地が189箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土石災害警戒区域が1,180箇所（いずれも令和3年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。これらの区域以外の斜面でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

《風水害対策編》
第1章

【伊豆地域】

全地域の山地及び斜面において大雨、地震による山崩れ等が起こりやすく、道路途絶等の被害が予想される。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

- ・ この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。
- ・ 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ・ 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ・ 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・ 県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

河川については、市のほぼ中央を1級河川狩野川が蛇行北流し、西から山田川・修善寺川・柿木川・船原川・吉奈川・持越川、東から古川・大見川・長野川の急流河川がこれに合流している。また、県内でも多雨地域である天城山系に属しているため、月平均200mmを超える降水量があり、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和36年6月）等の災害が起こっている。このため狩野川放水路の建設をはじめとして、国、県、市のそれぞれにより治水事業を進めているが、今後もより一層の整備促進を図る。

1 治水事業

(1) 河川の整備

土石流等が人家及び耕地等に直接被害を与える危険性のある溪流の整備、高潮や津波来襲により河口部の被害防止を図るための整備を推進する。

- ① 山地における河川の改修工事・砂防えん堤工事を促進する。
- ② 2級河川の砂防事業、改修事業、津波対策事業を関係機関に要望する。
- ③ 普通河川は、市単独事業により改修を進める。

(2) 治山・治水の整備

市の多くが山間部となっており、河川も急峻で、流域では崩壊が予想される箇所が多く土石流の発生の危険が高い。また急なけ地が多く、人家に隣接した箇所も少なくないため急傾斜地危険区域と指定されている。土石流については治水砂防事業を、急傾斜地崩壊対策事業については地下水の排除、地表水の誘導法面工事等を県の援助により実施する。

- ① 大規模な林地災害危険箇所は、県の治山・治水事業により整備を進め、小規模な林地災害危険箇所については補助治山事業により整備を進める。
- ② 急傾斜地の崩壊危険箇所の調査及び崩壊危険度の高い箇所の整備を促進する。
- ③ 県が実施した地すべり危険箇所の調査及び危険度判定結果により整備を進める。

《風水害対策編》
第2章

④ 山林の伐採時における再植林などの指導を行う。

2 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は浸水の防止による水害の軽減を図るため、国土交通省中部地方整備局及び県が、想定し得る最大規模の降雨により該当河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- (2) 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表する。

3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
 - ・ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
 - ・ 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。
- (3) 地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。（資料編1-4-3「洪水浸水区域一覧表」）
- (4) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
 - ・ 浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
 - ・ また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - ・ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
 - ・ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要

《風水害対策編》
第2章

に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

- ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

- (6) 水害に備えた土地利用条例により、開発行為等及び建築行為の手続の際に、適正な開発行為等の実施を促すとともに、浸水時の緊急避難を考慮して安全な建築物になるよう、事業者及び市民に必要な対策を促すことにより、狩野川浸水想定区域における安全対策を推進する。

4 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

1 本市海岸の状況

駿河湾に面し、土肥地区が海岸沿いに位置しているため、地震・台風等による津波、高潮被害を受けることが予想され、現在、高潮防災事業が毎年県の事業として続けられている。

高潮や津波被害の防止、海岸侵食の防止のため、防波堤や防潮堤、水門整備などの海岸保全事業を推進する。

2 保全事業

- (1) 八木沢小池地区、海岸侵食対策の整備を進める。
- (2) 国、県における防災事業については、海岸防潮堤に併せ、水門の整備を関係機関に要望し早期完成を図る。

3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

- 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節3のとおり。
- 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

第4節 港湾・漁港保全災害防除計画

現在、本市は土肥港を有し、高速船やフェリーが就航している。地震、台風及びがけ崩れなどにより陸上交通網が寸断され、土肥地区が周辺地域から孤立することが予想される。その場合、人員、緊急物資、復旧用資機材を海上交通により輸送する必要が生じる。このため災害時に港湾の果たす役割は大きく、今後は第2海岸保全施設の整備と合わせ、災害時における防災港として十分な港湾機能が発揮できるよう土肥港及び八木沢、小下田漁港、又、小土肥においても船舶の接岸できる突堤等それ

《風水害対策編》
第2章

ぞれ整備が必要である。

1 災害に強い港湾整備

阪神淡路大震災時において港湾は、緊急物資の受入れ等で重要な役割を果たした一方、全体としては、壊滅的な打撃を受けていることを踏まえ、大規模地震にも耐えうる十分な耐震性を備え、防災拠点としての役割も担える、災害に強い港湾の整備を図る。

2 将来を見据えた港湾づくりの推進

近年の船舶技術の進展には目覚ましいものがあり、将来においては、静岡空港の開港により、駿河湾をめぐる海上交通にも大きな変化が予想される。このような状況の変化に乗り遅れないためには、絶えず国や県などの動向に留意し、情報収集に努め、将来を見据えた港湾づくりを推進する。

第5節 道路・橋りょう災害防除計画

本市には、平成22年4月現在57.7kmの国道と2.0kmの有料道路、118.9kmの県道及び1.0kmの港湾道路が通じており、3,090路線の市道がある。

観光を中心とした本市の産業及び経済の発展と自動車保有台数の急増に伴い、本市の根幹的道路である国道136号国道414号・県道伊東修善寺線など、危険箇所もまだある。今後は、市道及び市管理下の橋りょうにおいて、災害時に交通の支障が予想される箇所の解消を図るため道路等整備を推進する。

1 幹線道路網の整備

(1) 緊急輸送路としての高規格幹線道路の整備推進

地域内交通と通過交通の分離を促進し、災害時の緊急輸送路として、高規格幹線道路としての伊豆縦貫自動車道・伊豆横断道路の早期実現を図るよう関係機関に働きかける。

(2) 地域幹線道路の整備

ア 伊豆地域の幹線道路である(国)136号(414号)、修善寺道路・(県)伊東修善寺線の危険箇所の整備を促進する。

イ 市内外を連絡する県道・幹線市道の整備・改良を推進し、危険箇所の解消を図る。

2 地域生活道路の整備

住民の安全性や地域内輸送の向上のため、市内各地域を連絡する幹線市道や橋りょうの整備を進める。

3 地域の安全性向上のための交通体系の整備

市内各地に温泉街や商店街が数多く有り、スムーズな交通を確保し、安全性と利便性を高めるため、駐車場の整備や車両規制の導入を検討する。

4 市内分断やアクセス路の安全性向上のための橋りょうの整備

市内は全て、橋りょうにより分断される可能性があるため、市内の安全性向上のために、橋りょうの耐震診断等を行い、危険箇所は橋りょうの耐震化や架け替えを推進する。

第6節 土砂災害防除計画

土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を推進するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

1 危険箇所の把握と防災パトロール

急傾斜のうち崩壊等の危険があるがけ地については、常に調査把握し、防災上必要な措置を講ず

《風水害対策編》
第2章

るものとする。このため、建設部による定期的な防災パトロールを実施し、状況を把握する。

◎ 実施時期と箇所

実施時期は、豪雨が予想されるとき。

実施箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所等とする。

2 土石流の危険渓流の整備促進

市内の危険渓流については、流路工の整備や堰堤の整備を進めているが、特に下流に人家が密集する沢などの整備を優先的に進めていく。一方、国土交通省直轄事業として各地区危険地域に砂防ダムの整備を促進する。

3 急傾斜地崩壊危険区域住民への協力要請

急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、崩壊が予想される危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域の指定がなされ、市民を含めた総合的な防災対策を講ずるものとされている。

なお、今後も当該指定を積極的に推進するとともに、この指定に関する意見は私権の制限に伴うので、関係者の理解と協力を得て行うよう特に留意するものとする。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定する。

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報配信システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。

5 土砂災害防止法の施行

(1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項等の警戒避難体制に関する事項及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。(資料編1-4-5「土砂災害(特別)警戒区域一覧表(がけ崩れ)(土石流)」)

(2) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

- ・ 土砂災害警戒区域内に位置し、伊豆市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配

《風水害対策編》
第2章

慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- ・ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 住民への周知

市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずる。

(4) 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。

(5) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 その他のソフト対策

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(2) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は静岡県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第7節 山地災害防除計画

山地災害については、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害の発生を未然に防止するとともに、市域の地形に関して十分な調査を実施し、関係機関と十分協議し、災害危険地区を主体に各種事業を活用して治山事業を進めていく。

1 山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

市は県と連携し、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域に

《風水害対策編》
第2章

わたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工事の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

また、山地災害危険地区の情報を提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが実施する減災に向けた体制づくりを支援する。

第8節 林道災害防除計画

林地・林道については、森林面積が伊豆市の総面積の82.7%を占め、林道は総延長が約135.1km（平成21年4月現在）となっており、急峻な山林を開発していくためにその維持管理に問題があり、災害時にはがけ崩れ、崩落等の発生が予想され、これらの災害を未然に防止するため各種整備を推進する。また、開設済みの林道について舗装事業等を中心に維持管理を行うとともに、広域基幹林道達磨山線、大沢奥平線は災害時に緊急迂回路として利用できるため、常に維持管理に努める。

第9節 農地・農業用施設災害防除計画

本地域は、地形的に急傾斜農地が多いため、豪雨等により、農地・農業用施設災害の発生が予想される。これを未然に防ぐため、農地の適切な管理および、山間部の農道の整備を推進する。

中山間地域における農地は、雨水を一時的に貯留し、下流への土砂を未然に抑制する機能を有している。これらの施設について適切に維持管理を行うことで、未然に災害を防ぐことができる。

また、農道については、農地を保全する機能を有しているが特に山間部での整備が遅れており、災害時には緊急避難路としても使用されるため整備の推進を図る。

1 ため池等整備事業

(1) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。なお、市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者

(2) 防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

第10節 倒木被害防除計画

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第11節 盛土災害防除計画

- (1) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- (2) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第12節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。
また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。
- (4) 市は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県の技術的専門的な助言、作成支援を受ける。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅等をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を周知することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向け

《風水害対策編》 第2章

た住民等の取組を支援する。

その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第13節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第14節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4章 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発 に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関連携しつつ作成・検討を行う。

- ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・ 高潮による危険箇所や避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第15節 自主防災活動

《風水害対策編》
第2章

(共通対策編第2章災害予防計画第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に順ずる。)

《風水害対策編》
第3章

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条及び第33条に基づき、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって管下各河川、湖沼の洪水等又は高潮（津波を含む）による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

第1節 伊豆市災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに設置する。必要に応じて、本部会議及び対策会議等を開催し、市が実施する応急対策等について協議・決定する。

【本部の実施する事項】

- 市防災対策の総合調整
- 情報収集、発信、広報
- 県への報告
- 県を通じ関係機関への支援要請・要請要求
 - ・ 自衛隊への要請要求
 - ・ 海上保安庁への支援要請要求
 - ・ 医療機関等への協力要請
 - ・ 県防災ヘリコプターの要請
 - ・ その他関係機関への応援要請
- 2次災害等発生防止措置
- 広報に関する事項

第2節 情報の収集・伝達

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 通信情報計画 に準ずる。）

第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節 災害広報計画 に準ずる。）

第4節 水防組織

- 1 市の水防責任
市は、その区域における水防活動を十分に果たすべき責任を有する。
- 2 伊豆市水防本部
本部長（市長）以下水防本部体制は、（資料編《風水害対策編》3-4-2「伊豆市水防計画」）による。市災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。

第5節 指定水防管理団体、水防機関

- 1 指定水防管理団体
指定水防管理団体とは、「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で知事が指定した市町等をいう。指定水防管理団体は、毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事に届け出る。

《風水害対策編》
第3章

当該団体の水防協議会が設置しない場合には、市防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出る。

- 2 伊豆市（指定水防管理団体）
狩野川、修善寺川、船原川、地藏堂川、大見川、土肥山川

第6節 水防に関する予警報

- 1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報、洪水注意報及び気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報並びにこれを受領した知事から、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項が通知される。

- 2 洪水予報

県から、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知される。

洪水予報の発表基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表される。

洪水予報河川及び区域は、次とおりである。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川名及びその区域】

河川名	区域
狩野川	(左岸) 伊豆市修善寺字飯塚290番1地先の修善寺橋から海まで
	(右岸) 伊豆市柏久保字上ナメド555番3地先の修善寺橋から海まで

- 3 水防警報

洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知される。

水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。

- 4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に水位到達情報

洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、県は氾濫水位（洪水特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が県から通知される。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

水系名	河川名	区域	区域延長
狩野川	幹川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m
		右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	
支川 (修善寺川)		左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m
		右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	

《風水害対策編》
第3章

5 水位の観測及び雨量観測

水位、雨量については、国・県の観測機関をもって行われる。

沼津土木事務所長（水防区長）は、水位が水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報される。

6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

7 指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川の危険度把握

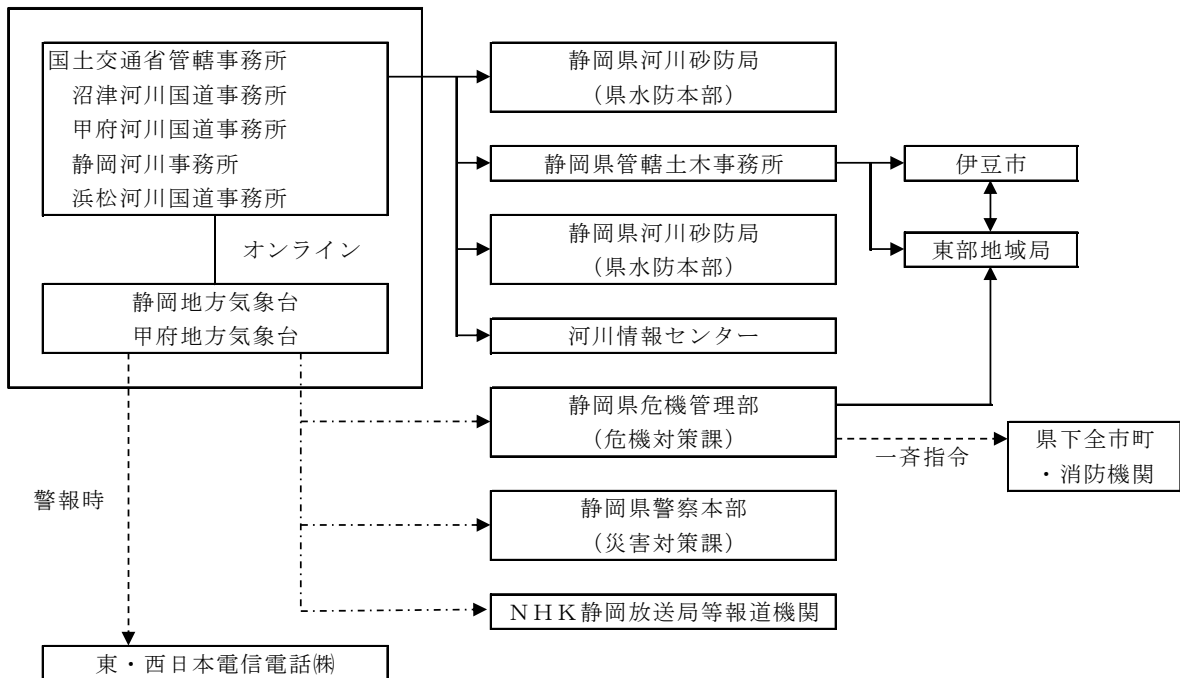
指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川、水位計が設置されていない河川などは、気象庁「洪水警報の危険度分布」（平成29年度出水期より発表）により、急激な増水による危険度の高まりや、早い段階からの雨量予測に基づき個々の中小河川において予測される洪水発生危険度の高まりを確認する。

8 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

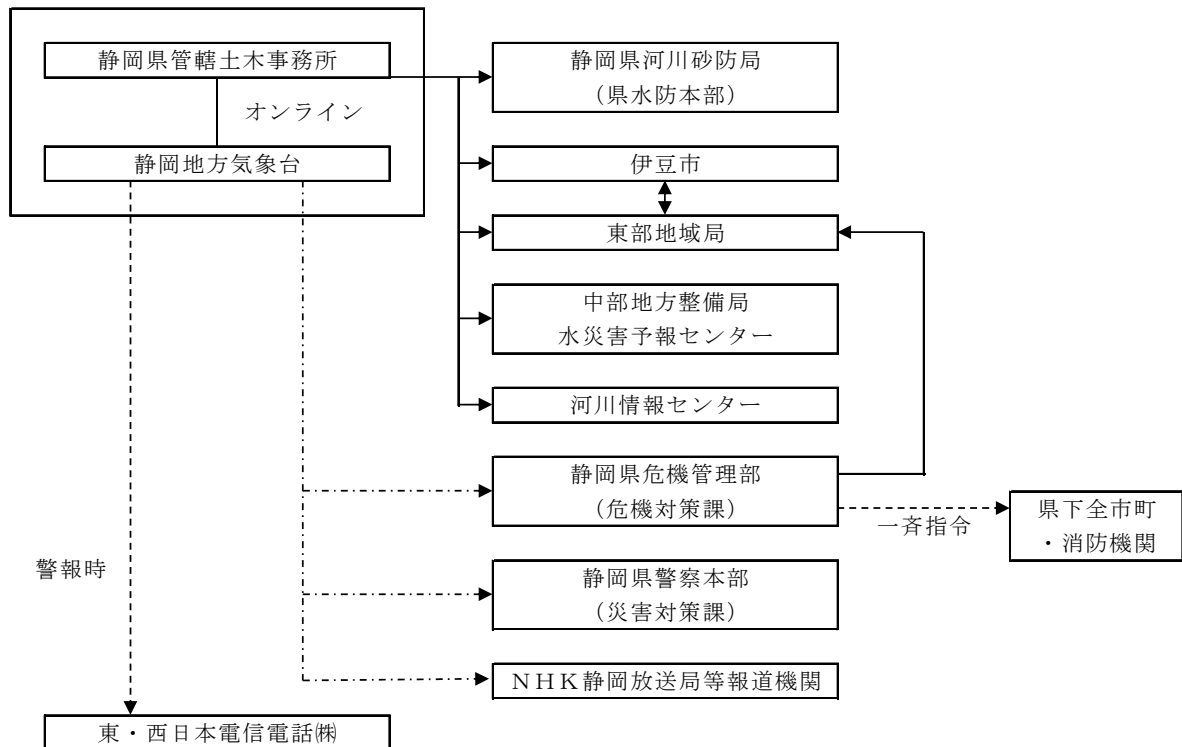
9 情報連絡体制

(1) 国土交通省管理河川の場合



《風水害対策編》
第3章

(2) 県管理河川の場合



10 道路の通行規制に関する情報

- 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第7節 非常配備体制

1 伊豆市水防本部の配備体制

(1) 初動体制

区分	内容	要員配置
事前配備	水防本部の設置には至らないが、今後の気象状況に注意を要するときの配備体制	原則として危機管理課職員2名

(2) 水防体制の区分及び配備基準

	区分	体制	配備基準
事前配備	水防本部又は災害警戒本部が設置されていないとき	第1次配備体制	1) 大雨、洪水、暴風雨警報のいずれかが発令され危険な状態が予想される時及び隣接する台風が大型で強く、被害の発生が想定される時 2) その他の災害において危険な状態が予想される時
警戒配備	水防本部又は災害警戒本部が設置されたとき	第2次配備体制	1) 大型で非常に強い台風の襲来が確実で、相当な雨量を伴い、集中豪雨等により大規模な被害が予想される時 2) その他の状況により本部長が指令したとき
非常配備	水防本部又は市災害対策本部が設置されたとき	第3次配備体制	1) 大規模な災害が発生したとき 2) その他の状況により本部長が指令したとき

《風水害対策編》
第3章

2 消防団の配備体制

区分	体制	配備基準
待機	第1次 配備体制	水防に関係のある気象の予報、注意及び警報が発せられたときは、消防団長は水防本部に詰めて情報把握に努めるものとし、また、一般団員は直ちに次の段階に入るような状態にしておくものとする。
準備	第2次 配備体制	方面隊長は各支所に詰め、分団長、副分団長は、所定の消防詰所に集合し、資材、機材及び器具の整備点検後、作業員の配備計画に当たり、なお水防上重要な工作物のある箇所並びに危険箇所の警備のため、一部団員を出勤させるものとする。
出勤	第3次 配備体制	河川の水位がなお上昇し、出勤の必要を認めるときは、消防団員の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

第8節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりである。

- 信号は、適当の時間継続する。
- 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- 上記によるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○	約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○— 休止
第2信号	水防要員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○— 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○— 休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休止 ○— 休止

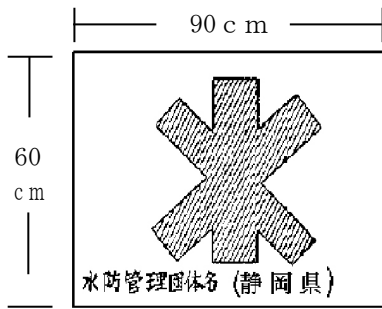
- 注意
- 1 信号は適切な時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号，サイレンを併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2 水防標識

水防法第18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、図.13-4～13-6のとおりである。

水防のために出勤する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、図.13-4の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、図.13-6の腕章を装着するものとする。



水は赤色、外は白色
車載標識の寸法については、
任意とする

【車馬標識】

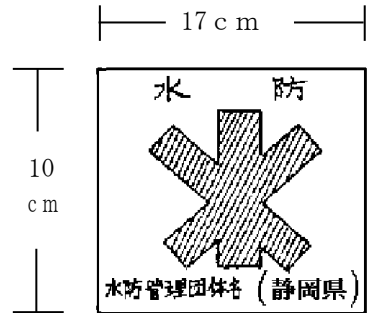
図 13-4



水は赤色、外は白色
形状については、適宜とする

【標燈】

図 13-5



水は赤色、外は白色

【腕章】

図 13-6

第9節 重要水防箇所

市の重要水防箇所は、水防計画書において示すものとする。

第10節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

水防倉庫及び備蓄している資機材の整備状況等は、水防計画書において示すものとする。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章 復旧・復興対策 によるものとする。)